

大雨や地震等の災害により災害救助法の適用された地域（隣接地域も含みます。）  
におけるお客さまへの特別措置の実施について

大阪ガス株式会社

大阪瓦斯株式会社(以下、「大阪ガス」といいます。)では、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、大阪ガスのガス・電気をご契約中のお客さまからお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

## 1. 特別措置の内容について

### (1)支払期限日の延長

ガス・電気料金の支払期限日を1か月間延長いたします。

#### 【対象となるガス・電気料金】

- ・既に支払義務が発生しているが支払期限日が災害救助法の適用日以降となる料金
- ・被災日が属する月から3ヶ月分の料金

(例) 2023年6月29日に災害救助法が適用された場合は、支払期限日が6月29日以降となる5月分料金、および6～8月分料金の延長が可能となります。

### (2)不使用月のガス・電気料金の免除

被災日からガス・電気を全く使用されない場合は、被災日が属する月の翌月分のガス・電気料金から6ヶ月間に限り、ガス・電気料金を免除いたします。

### (3)被災設備の基本料金相当額の免除

お客さまの電気設備等が被災により一時的に使用不能となった場合は、被災日が属する月から半年後の月末までの期間において、使用不能となった設備に相当する基本料金を免除いたします。

なお、お申し出の際は対象設備の容量または電力をご申告いただきます。また、当該設備を復旧もしくは更新された場合は速やかにお申し出いただきます。

## 2. 対象となるお客さま

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域にお住まいでかつ、大阪ガスのガス・電気をご契約中のお客さまが対象となります。

現在適用されている地域は、別紙1よりご確認ください。

※[内閣府のホームページ](#)からもご確認ください。

なお、特別措置の適用を希望される場合は、被災日が属する月の2か月後の月末までに大阪ガスにお申し出いただきます。

○本件に関するお問い合わせ先

大阪ガスお客さまセンターフリーダイヤル 0120-123-627

受付時間：（月～土） 午前9時～午後7時

（日・祝） 午前9時～午後5時

以上

別紙

災害救助法が適用されている地域およびその隣接地域（2024年7月31日時点）

■2024年7月9日に災害救助法が適用された地域およびその隣接地域

エリア	都道府県名	市区郡町村名
中国電力エリア	島根県	出雲市

■2024年7月25日に災害救助法が適用された地域およびその隣接地域

エリア	都道府県名	市区郡町村名
東北電力エリア	秋田県	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、 にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、 仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村
	山形県	鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、 尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、 最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、 最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、東田川郡三川町、 東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町